

**令和7年度 草津商工会議所展示会出展支援プログラム**  
**第7回京都インターナショナルギフト・ショー2026**  
**出展募集要項**

草津商工会議所では、小規模事業者における自社商品等の全国に向けての販路開拓・拡大を支援するため、第7回京都インターナショナルギフト・ショー出展希望者を下記により募集します。

### 1. 京都ギフトショーとは

会期：2026年3月11日(水)・3月12日(木)10:00～18:00

(最終日17:00まで)

会場：みやこめっせ（京都市勧業館）

〒606-8343 京都市左京区岡崎成勝寺9番地の1

概要：関西を中心に関東・北陸・東海圏からのバイヤーが来場。

また希望者には、特別企画として、技を広く行き渡らせたい商品プラス技術をPRするWAZA博やOPEN FACTORY DAYという自社の工房見学会に参加できます。商品が生まれる背景をバイヤーに知っていただく為の工房見学企画です。ブースのみではなく、自社での商談も可能になります。

出展企業：約400社

主催：株式会社ビジネスガイド社



### 2. スケジュール

募集期間：2025年9月16日(火)～2025年11月7日(金) 15:00

プレゼンテーション：2025年11月26日(水)

※詳しい時間は後日連絡します。(1社あたり15分程度)

### 3. 応募者の資格

応募者は、次の各号のすべてに該当する者とします。

(1) 自社オリジナル商品(製品)を製造または販売していること。

※小規模事業者(申込日現在)であること。

(2) 草津市内に本店、営業拠点等があること。

(3) 全国に向けての販路拡大に熱心であること。

(4) 京都ギフトショー開催期間中、商談担当者が出展ブースに常駐できること。

- (5) 本所の取り組みを理解し、協調して取り組めること。
- (6) 京都ギフトショー出展後、その効果等について本所の求めに応じて適宜報告でき、財務諸表等の提出がされること。
- (7) 別紙誓約書記載事項のいずれにも該当しないものであること。

※小規模事業者とは

小規模事業者 [商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条を準用]

卸売業・小売業	常時使用する従業員の数	5人以下
サービス業（宿泊業・娯楽業以外）	常時使用する従業員の数	5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数	20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数	20人以下

#### 4. 出品する商品（製品）

出品する商品（製品）は、次の各号のすべてに該当するものとします。

- (1) 3項に定める応募者が、自社商品（製品）として製造または販売するものであること。
- (2) 許可・認可が必要なものについては、その基準を満たしていること。
- (3) 取引及び販路の拡大を推進しようとする商品（製品）であること。
- (4) 出品物の関連法規等を遵守している商品（製品）であること。

#### 5. 出展規模

- (1) みやこめっせ「衣」フェアの4小間（予定）に出展します。

【1社あたり1小間使用、W3.0×D1.5×H2.7(m)】

- (2) 出展当日および搬入・搬出に関する詳細につきましては、後日お知らせします。  
会期中の各出展者の出展物等の管理は出展者各自でお願いします。

#### 6. 出展負担金

- (1) 出展小間料は無料です。
- (2) 京都ギフトショーのブース全体のイメージ装飾は、当所で行います。
- (3) 出展基本負担金として、小間設営の電気工事代、電気使用料等を出展事業者で按分した金額（数万円程度）を出展終了後精算し、請求します。
- (4) 交通費、宿泊費、人件費、輸送費等も出店者の負担とします。

#### 7. 出展申込及び参加者の決定

別紙申込書および誓約書に必要事項をご記入の上、草津商工会議所中小企業相談所へお申込みください。

申込締切日は2025年11月7日（金）15:00です。

締切日を過ぎたお申込みは受付できませんのでご注意ください。

支援は4社限定で行います。

2025年11月26日（水）に行うプレゼンテーションにて支援事業者を決定いたします。

なお、申込み多数の場合は出展回数の少ない事業者を優先します。

プレゼンテーションは、1社あたり15分程度で行う予定です。

## 8. 問い合わせ先

草津商工会議所 中小企業相談所

担当：寺井

TEL: 077-564-5201

FAX: 077-569-5692